

社会福祉法人新発田市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会定款第32条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の趣旨目的に賛同する者とする。その区分は次のとおりとする。

- (1) 一般会員(各世帯)
- (2) 賛助会員(本会の運営に協力・連携する法人・団体等および個人)

(入会)

第3条 一般会員は会費の納入をもって会員とする。また、賛助会員の入会を希望する方は本会会長に賛助会員申込書を提出し、会長の承認をもって賛助会員とする。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 本会の発行する機関誌への賛助会員名の掲載等
- (2) 本会及び本会施設の管理業務や研修及び事業等への協力・連携

(会費)

第5条 会員の会費は次の各号のとおりとする。

【一般会員】 1世帯あたり 400円以上

【賛助会員】 賛助会員の会費は、年額の口数制とし、次のとおりとする。

- (1) 法人は、一口10,000円(申出の口数)とする。
ただし第4条(2)に関わる場合は三口(30,000円)以上とする。
- (2) 団体は、一口2,000円(申出の口数)とする。
- (3) 個人は、一口1,000円(申出の口数)とする。

(会費の納入)

第6条 会費は毎年度納入するものとする。

- 2 会員は、その年度の会費を年度内に納入するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員の資格喪失については次のとおりとする。

- (1) 一般会員は市外へ転出した時は、その資格を失う。
- (2) 賛助会員は年度内に会費を納入しない場合はその資格を失う。

(その他)

第8条 本規程に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。